

## 介護老人福祉施設重要事項説明書

＜令和7年 4月 1日 現在＞

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 049-299-0031 (9時00分～18時00分まで)

\* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 介護老人福祉施設 ひまわり の概要

(1) 提供できるサービスの種類 介護老人福祉施設サービス及び付随するサービス

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	介護老人福祉施設 ひまわり
所在地	〒350-0126 埼玉県比企郡川島町大字山ヶ谷戸519-1
介護保険指定番号	埼玉県指定 第1173201417

(3) 施設の職員体制

( )内は

男性再掲

	常 勤	非 常 勤	業 務 内 容	計
管理者	1名 (1)	名 ( )	運営管理及び職員の指導 監督	1名 (1)
医師	名 ( )	1名 ( )	診療、健康管理等	1名 ( )
事務長	1名 (1)	名 ( )	会計、管理部門統括	1名 (1)
生活相談員	1名 (1)	名 ( )	生活上の相談等・処遇管理全般	1名 (1)
管理栄養士	1名 ( )	名 ( )	栄養管理等	1名 ( )
機能訓練指導員	1名 ( )	名 ( )	リハビリテーション・機能回復訓練等	1名 ( )
介護支援専門員	1名 (1)	名 ( )	サービス計画の立案・管理等	1名 (1)
事務職員	1名 ( )	1名 (1)	一般事務・料金請求等	2名 (1)
看護 看護師	名 ( )	名 ( )	医療、健康管理業務等	名 ( )

	准看護師	3名 ( )	1名 ( )		4名 ( )
	介護福祉士	27名 (9)	0名 ( )	日常介護業務等	27 (9 名 )
	初任者研修 修了者	3名 (1)	2名 ( )		5名 (1 )
	その他	3名 (0)	3名 ( )		6 (0 名 )

(4) 施設の設備の概要

定員		80名	静養室	室	
居室	ユニット型個室	80室	医務室	1室	
	ユニット型準個室	室	食堂兼談話室	8室	
	従来型	2人部屋	室	機能訓練室	1室
		3人部屋	室		
		4人部屋	室		
その他		人部屋	室		
浴室		一般浴槽と特殊浴槽があります。			

3 サービス内容

①施設サービス計画の立案

…介護支援専門員と介護関係職員が協議して計画をたて、利用者又は御家族の方に説明し、同意をいただきます。

②食事…食事時間等は次のとおりです。

朝食 8:00～9:00

昼食 12:00～13:00

夕食 18:00～19:00

以上の他、おやつ湯茶等のサービスがあります。

原則、食堂においておとりいただきます。

③入浴…週に最低2回入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、入浴介助または特別浴もしくは清拭となる場合があります。

④介護…施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い 等

- ⑤機能訓練…必要に応じ訓練室等において機能回復訓練を行います。
- ⑥生活相談…常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
- ⑦健康管理…当施設では、嘱託医による健康管理及び看護職員によるバイタルチェック・投薬等医療的管理を行っています。  
また、診察室にて診療や健康相談サービスを受けることができます。
- ⑧緊急時の対応  
…体調の変化等、緊急の場合は必要な緊急措置を行うとともに家族等の緊急連絡先に連絡します。
- ⑨安全管理…防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。
- ⑩療養食の提供  
…当施設では、通常のメニューのほかに医療上必要な場合等のために療養食をご用意しております。詳しくは職員にお尋ねください。料金は別途追加料金がかかります。
- ⑪日常費用の受入、保管管理及び支払代行  
…介護以外の日常生活に係る諸費用に関する受入、保管管理及び支払代行を申し込むことができます。サービスご利用に際しては、別途「日常費用受入、保管管理及び支払代行契約書」の締結が必要となります。
- ⑫所持品等の保管  
…特別な事情がある所持品等についてはお預かりいたします。ただし、預けることのできる所持品等の種類や量等に制限があります。詳しくは、職員にお尋ねください。
- ⑬レクリエーション  
…当施設では、日々のクラブ活動のほか、種々の行事が行われます。行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。
- ⑭希望食の提供：当施設では、通常のメニューのほかに希望食をご用意しております。ご利用の際は前日までにお申出ください。
- ⑮通院サービス：医療上必要な場合は、通院サービスが行われます。  
料金は別途かかる場合があります。
- ⑯理美容サービス：当施設では、理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。
- ⑰その他のサービス  
ア 上記サービスの外、介護保険制度による各種加算サービス等があります。細かくは、担当者とお打合わせをして決めさせていただきます。  
イ 介護保険以外のサービス等については、その都度お

申出を受けご相談させていただきます。サービスの内容によっては別途料金がかかります。

#### 4 利用料金

【別紙2】「介護福祉施設サービス費介護度別料金表」及び「利用料金表」により担当者とお打合わせのうえで自己負担していただく利用料金を決めさせていただきます。

#### 5 支払方法

毎月、請求書をお送りいたしますので当月の請求額を口座振替にて翌々月の4日（金融機関休業の場合は翌営業日）にお支払いいただきます。ただし、退所される場合は、退所日までの分をその都度請求いたしますので、相談の上お支払方法を決めさせていただきます。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

#### 6 料金の変更等

介護保険関係法令の改正等により料金に変更になる場合は、その都度ご案内します。

#### 7 入退所の手続

##### (1) 入所手続

まずは、お電話等でお申し込みください。

入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

「居宅サービス計画」の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

##### (2) 退所手続

###### ① 利用者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の7日前までにお申し出ください。

###### ② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所（入居）した場合……………その翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合は、所定の期間の経過を持って退所していただくことになります。
- ・利用者がお亡くなりになった場合……………その翌日

###### ③ その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを支払期限（15日間）までに支払うことがなく、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただき場合がございます。この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出ください。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・上記①から③による退所が行われ、契約が終了した場合であって、利用者のやむを得ない事由によりその契約終了日の翌日以降ホームを利用することとなる場合は、その利用に要する実費を請求します。

## 8 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、介護事故等の状況及び事故に際して行った処置について記録します。
- (2) 骨折以上の重大な事故や、特異な事故等が発生した場合は、県福祉事務所に速やかに報告いたします。
- (3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を行います。

9 ひまわりでは現在施設サービスの第三者評価実施しておりません。

## 10 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、業務継続計画を作成し研修及び訓練を行

います。又、常に関係機関と連絡を密にし、非常災害に必要な措置を講じます。

## 11 守秘義務に関する対策

事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容と

しています。

## 12 身体拘束の適正化

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

#### 13 高齢者虐待防止に関する対策

人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するために高齢者虐待防止委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。他、指針の整備、研修を実施いたします。成年後見制度の利用支援も行います。虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

#### 14 感染症の予防及び蔓延防止のための対策

事業所内の衛生管理、感染症の予防に努めます。感染症の発生、その再発を防止するために感染症委員会を設置し、その結果について従業者に周知します。専任の担当者を置き、指針の整備、業務継続計画を策定、定期的な見直し、研修・訓練を行います。

○相談、要望、苦情等の窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆

- 1 介護老人福祉施設 ひまわり 担当者等
  - ・ 苦情解決責任者 中重 文美
  - ・ 苦情受付担当者 大井 豪介
  - ・ 第三者委員 篠崎 久子 (049-297-2524)  
牛村 恵津子 (049-297-3659)
- (受付時間 9時00分から 18時00分)
- 2 市町村 川島町役場 健康福祉課 TEL049-299-1756
- 3 国民健康保険団体連合会 埼玉県国民健康保険団体連合会  
TEL048-824-2568
- 4 埼玉県運営適正化委員会 TEL048-822-1243

介護老人福祉施設入所にあたり、下記利用者様に対して契約書及び本書面に  
基づいて重  
要な事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県比企郡川島町大字山ヶ谷戸519-1

名称 指定介護老人福祉施設 ひまわり

施設長 中重 文美 印

説明者 大井 豪介

印

私は、契約書及び本書面により、上記事業者から介護老人福祉施設について  
の重要事項  
の説明を受け、同意しました。

利用者 住所

氏名

印

(身元保証人) 住所

氏名

印